

福島県国土利用計画(第五次)の見直し【たたき台】文章案
前文、第1章及び第2章

下線部分 . . . 現行計画の記載に追加した部分
見え消し部分 . . . 現行計画の記載を削除した部分

福島県国土利用計画(第五次)

福島県

目 次

1					
2					
3	前文		----		1
4	第1章 県土利用の現状と課題		----		1
5	1 県土の特性		----		1
6	(1) 東北圏と首都圏の結節点		----		1
7	(2) 広大な県土と豊かで多様な自然		----		2
8	(3) 多極分散型の県土構造		----		2
9	2 県土利用をめぐる基本的条件の変化		----		2
10	(1) 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響		----		2
11	(2) 人口減少と少子高齢化の進行		----		2
12	(3) 産業構造の変化		----		3
13	(4) 地球環境問題の深刻化		----		3
14	(5) 食料・資源・エネルギー問題の顕在化		----		4
15	(6) 土地利用に対する意識の変化		----		4
16	3 県土利用の現状		----		4
17	4 県土利用の課題		----		6
18	(1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用		----		6
19	(2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用		----		6
20	(3) 県土の安全性の確保		----		7
21	(4) 環境負荷の低減		----		7
22	(5) 自然環境や景観を生かした土地利用		----		7
23	(6) 食料・資源・エネルギー問題への対応		----		7
24	(7) 地域における県土管理		----		8
25	(8) 総合的な視点の必要性		----		8
26	第2章 県土利用の基本構想		----		8
27	1 県土利用の基本理念		----		8
28	2 県土利用の基本方針		----		9
29	(1) 復旧・復興・再生のための土地利用		----		9
30	(2) 土地需要の量的調整		----		9
31	(3) 土地利用の質的向上		----		9
32	① 災害に強い県土づくり		----		9
33	② 循環と共生を重視した土地利用		----		9
34	③ 美しくゆとりある土地利用		----		10
35	(4) 地域の活力を支える土地利用		----		10
36	(5) 県土利用の総合的マネジメントの推進		----		10
37	3 県土利用の基本方向		----		10
38	(1) 地域類型別		----		10
39	① 都市		----		10
40	② 農山漁村		----		11
41	③ 自然維持地域		----		12
42	(2) 利用区分別		----		12
43	① 農用地		----		12
44	② 森林		----		13
45	③ 原野		----		13
46	④ 水面・河川・水路		----		13
47	⑤ 道路		----		13
48	⑥ 住宅地		----		14
49	⑦ 工業用地		----		14
50	⑧ その他の宅地		----		14
51	⑨ 公用・公共用施設の用地		----		15
52	⑩ 低未利用地		----		15
53	⑪ 沿岸域		----		15
54					
55					
56					

福島県国土利用計画(第五次)

平成22年12月14日 福島県議会議決
平成22年12月14日 決 定

前文

この計画は、国土利用計画法第7条^{*1}の規定に基づき、福島県の区域における国土(以下「県土」という。)の利用に関する基本的事項を定めるものであり、福島県総合計画で示された基本方向を踏まえた、県土利用における行政上の指針となるものである。

また、この計画は、県内の市町村が定める市町村国土利用計画(以下「市町村計画」という。)及び福島県土地利用基本計画の基本となるものである。

なお、この計画は、平成22年12月14日に決定した第五次計画に、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害(以下「東日本大震災」という。)などからの福島県の復興及び再生に向けて、上位計画の福島県総合計画との整合性を図りながら、県土利用に関し必要な事項を追加等したものである。

今後、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

第1章 県土利用の現状と課題

1 県土の特性

(1) 東北圏^{*2}と首都圏^{*3}の結節点

本県は、東京から約200km圏内の東北地方南部に位置する県で、東で太平洋に面し、北では宮城・山形の両県、西では新潟県、さらには、南西の一部で群馬、南で茨城・栃木の首都圏の各県と接している。

このように、本県は多くの県との境界を有し、各県をつなぐ交通網上の重要な位置にあり、東北圏と首都圏の結節点となっている。また、東北、常磐、磐越の各高速自動車道、さらには、東北新幹線や山形新幹線など、南北と東西を結ぶ高速交通体系の整備進展により、県内だけでなく、首都圏を含む県外との幅広い地

*1 国土利用計画法第7条 計画の根拠となる条文。計画策定に必要なプロセス等について規定している。

第7条 都道府県は、政令で定めるところにより、当該都道府県の区域における国土の利用に関し必要な事項について都道府県計画を定めることができる。

2 都道府県計画は、全国計画を基本とするものとする。

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴くとともに、当該都道府県の議会の議決を経なければならない。

4 都道府県は、前項の規定により市町村長の意見を聴くほか、市町村の意向が都道府県計画に十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(以下、省略)

*2 東北圏 国土形成計画法施行令第1条第4項第1号で定める区域(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域を一体とした区域)。

*3 首都圏 国土形成計画法第9条第1項第1号及び国土形成計画法施行令第1条第1項で定める区域(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県の区域を一体とした区域)。

1 域間交流が可能となっている。

2 しかし、結節点に位置するために、企業誘致など様々な分野で、隣接する地域
3 との厳しい競争に直面している。また、首都圏などへのストロー現象も懸念され
4 ている。

6 (2) 広大な県土と豊かで多様な自然

7 全国第3位の広大な面積を有する本県は、県土の約7割を占める森林に、阿武
8 隈川、阿賀川、久慈川などの源流域を有するほか、大小様々な河川、猪苗代湖を
9 はじめとする数多くの湖沼、標高2,000m級の山々を擁するなど、豊かで多様な自
10 然と美しい景観に恵まれている。また、本県は、磐梯朝日国立公園、日光国立公
11 園、越後三山只見国定公園など多くの自然公園地域を有しており、平成19年には、
12 新たに「尾瀬国立公園^{*4}」が誕生している。

13 しかし、東日本大震災や原子力災害などにより、多くの自然や地域資源が被害
14 を受けており、今後の再生が課題となっている。

16 (3) 多極分散型の県土構造

17 この広大な県土には、東に阿武隈高地、西に奥羽山脈が南北に縦断しており、
18 それによって、浜通り、中通り、会津の気候や風土の異なる3地方に区分されて
19 いる。

20 また、東西と南北の交通の要衝に、地域の拠点となる大小の都市が分散する多
21 極分散型の県土構造になっており、特定の都市に人口や機能が集中することなく、
22 都市と農山漁村が機能分担と連携によって、それぞれの機能を生かしながら、7
23 つの特色ある生活圏をかたちづくってきた。

24 しかし、東日本大震災の発生により、南北方向、東西方向それぞれの連携軸は、
25 交通基盤、情報通信基盤など様々な分野において、被災施設の早急な復旧に加え、
26 さらなる整備の必要性が明らかになった。

29 2 県土利用をめぐる基本的条件の変化

30 以下のような基本的条件の変化、特に東日本大震災や原子力災害などによる急激
31 な条件の変化は、今後の土地利用の動向に影響を及ぼすものと考えられる。

33 (1) 東日本大震災や原子力災害などが県土利用に与えた影響

34 東日本大震災や原子力災害などは、県土に甚大な被害をもたらした。特に原子
35 力災害は、放射性物質による生活圏、農用地、森林などの汚染により、県民の生
36 活や生産活動・経済活動のための土地利用に影響を与えている。避難地域等では
37 多数の県民が広範囲への避難を長期間余儀なくされ、また、立入制限等もあり、
38 当面管理、利用が出来なくなった土地が発生している。

*4 尾瀬国立公園 福島県、栃木県、群馬県、新潟県の4県にまたがる国立公園。平成19年8月30日に日光国立公園
に含まれていた尾瀬地域に、新たに会津駒ヶ岳、田代山・帝釈山などの周辺地域を編入する形
で指定された全国で29番目の国立公園である。

1 (1 2) 人口減少と少子高齢化の進行

2 本県の人口は、平成10年1月の2,138千人をピークに減少が続いている*⁵。人口
3 動態をみても、平成15年以降自然増減数が減少に転じており、年々減少数が大き
4 くなってきている。本県の人口は、今後も減少が続くことが予想され、東日本大
5 震災や原子力災害などの影響により、当面若年層を中心に県外への人口の流失は
6 避けられない見通しで、平成2632年には1,974 _____ 千人*⁶にまで減少する見込
7 みとなっている。また、人口の構成をみると、若年層の割合が減少する一方、老
8 年人口の割合が増加してきている。

9
10 (2 3) 産業構造の変化

11 本県の産業構造をみると、第1次産業、第2次産業の割合が減少し、第3次産
12 業の割合が大きくなってきている。*⁷なお、東日本大震災や原子力災害などによ
13 り多くの産業が被害を受けており、復旧・復興・再生へ向けた動きが、今後の産
14 業構造に影響を与えるものと考えられる。

15 第1次産業については、割合は低下してきているが、国内外の農産物の需給動
16 向を踏まえた食料の安定的供給の確保の観点から、期待も高まりつつある。しか
17 し、放射性物質による汚染や風評被害など、県内の広範囲で原子力災害の被害を
18 受けている。

19 また、第2次産業については、将来にわたる成長と高付加価値を生み出すこと
20 が見込まれる環境・新エネルギー、医療・福祉機器、情報先端技術などの関連産
21 業に転換していくという社会的趨勢に対応することが再生可能エネルギー・医療
22 関連産業等の創出・集積など、新たな産業創出の推進が特に求められている。

23 第3次産業については、高齢化が進む中、医療・保健衛生、介護関連事業が伸
24 びている。さらに、社会や需要構造の変化などによって、サービス産業の市場規
25 模は今後も拡大することが見込まれている。

26
27 (3 4) 地球環境問題の深刻化

28 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書によると、過去100
29 年の地上平均気温は0.74℃上昇している。

30 本県においても、福島市の過去100年間の平均気温が約1.5℃*⁸上昇するなどの
31 気温上昇や桜の開花時期、紅葉の時期の変化など、身近に感じられる変化が目立
32 ってきており、こうした気候の変動による様々な影響が懸念される。

33 この地球温暖化現象は、人為的な温室効果ガスの増加によってもたらされた可
34 能性が高いとされており、こうした状態が続けば、生態系への影響、大規模な干
35 ばつによる水不足、自然災害の甚大化など、社会に及ぼす影響は大きいと考えら
36 れる。

37
*5 「福島県の推計人口」(福島県統計調査課)による。

*6 福島県総合計画「いきいき Fukushima 創造プラン」による。

*7 「平成1921年度福島県県民経済計算の概要」(福島県統計分析課)による。

*8 福島地方気象台データによる

1
2 (4 5) 食料・資源・エネルギー問題の顕在化

3 世界的な人口増加、東アジアの経済成長などによる食料、資源制約の高まり、
4 また、地球温暖化に伴う気候変動による食料生産への影響などから、将来的な食
5 料・資源・エネルギーの不足が懸念されている。特に、食料や資源の多くを輸入
6 に依存している我が国においては、食料自給率の向上、省資源・省エネルギーの
7 推進、再生可能なエネルギー^{*9}の有効活用が求められている。本県では、原子力
8 に依存しない再生可能エネルギーの利活用の必要性が高まっている。
9

10 (5 6) 土地利用に対する意識の変化

11 中心市街地の空洞化や耕作放棄地の増加など土地の低未利用地^{*10}化が顕著にな
12 っている中、開発を志向する土地利用から、こうした低未利用地の有効利用への
13 要請が高まってきている。こうした土地利用への意識の変化は、人口や土地需要
14 の減少による土地利用転換圧力の低下^{*11}と土地利用効率の低下が進んでいるとい
15 う土地利用動向を反映している。

16 また、良好な景観の形成や自然環境の保全、自然とのふれあいなどへの関心の
17 高まり、災害に対する県土の安全性の確保の必要性~~など~~、特に東日本大震災など
18 を踏まえた防災・減災対策の強化など、県土利用の質的な面での向上が求められ
19 てきている。
20
21

22 3 県土利用の現状

23 本県の県土面積は、1,378千haで、国土面積の約3.6%に相当している。

24 平成2022年における県土の利用区分別面積の構成をみると、県土面積1,378千ha
25 のうち、農用地が11.0%、森林が70.4%、原野が0.3%、水面・河川・水路が3.3%、
26 道路が3.7%、宅地が3.5%、その他の土地が7.6%となっており、農用地や森林などの
27 自然的土地利用^{*12}が多くを占めている。

28 利用区分別にみると、農用地は、平成2022年現在で約153152千haで、基準年次(平
29 成10年)と比較して6.47.1%減少している。減少傾向は弱まってきてはいるものの、

*9 再生可能なエネルギー 資源を枯渇させずに、自然環境の中で繰り返される現象から取り出すエネルギー。
太陽光、風力、水力、バイオマスなどが該当する。

*10 低未利用地 利用されていない土地、又は、個々の土地の立地条件に対して利用形態が社会的に必ずしも適
切でないものをいう。

*11 土地利用転換圧力の低下 土地需要の低下、低未利用地などのストック増、環境問題を重視する必要性など
から、農用地や森林、宅地などの利用転換の動きが弱くなっていること。

*12 自然的土地利用 農林業的土地利用に自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜
などの土地利用を加えたもので、都市的土地利用以外の土地利用を総称したものをいう。

農林業的土地利用 農地、採草放牧地、森林(自然環境の保全を旨として維持すべき森林を除く。)、農道、林
道等、主として農業生産活動又は林業生産活動による土地利用をいう。

都市的土地利用 住宅地、工業地、事務所、店舗用地、一般道路等、主として人工的施設による土地利用をいう。

依然減少は続いている。他用途利用を目的とした開発による減少だけではなく、耕作放棄地の増加による影響が大きくなっている。

森林は、平成2022年現在で約971,970千haで、基準年次と比較して0.2%減少している。大規模開発等による林地開発が少なくなってきたおり、ここ数年はほぼ横ばいで推移している。また、手入れの行き届いていない森林については、森林環境税などを活用し、間伐等の森林整備が進められている。

宅地は、平成2022年現在で約48千haで、基準年次と比較して9.510.4%増加している。住宅地や商業施設の郊外立地などにより市街地が拡大してきている一方で、中心市街地においては空洞化が進行している。

また、地価の下落や土地取引件数の減少が続くなど、土地需要が減少している。

利用区分ごとの土地利用の推移

(単位：ha、%)

	H10年	H22年 H20年	H22-H10 H20-H10	構成比	
				H10年	H22年 H20年
農用地	163,798	152,238 153,396	▲ 11,560 ▲ 10,402	11.9	11.0 11.1
森林	972,743	970,481 970,704	▲ 2,262 ▲ 2,039	70.6	70.4
原野	3,418	4,320 4,410	902 992	0.2	0.3
水面・河川・水路	44,708	45,898 45,710	1,190 1,002	3.2	3.3
道路	47,427	51,654 51,408	4,227 3,981	3.4	3.7
宅地	43,747	48,314 47,912	4,567 4,165	3.2	3.5
その他	102,407	105,371 104,735	2,964 2,328	7.4	7.6
合計	1,378,248	1,378,276 1,378,275		100.0	100.0

※ その他は、県土面積から「農用地」「森林」「原野」「水面・河川・水路」「道路」及び「宅地」を算出しており、各利用区分に属さないものが該当する。

主なものとしては、公園、緑地、交通施設用地、レクリエーション用地、耕作放棄地などがあげられる。

※ 各年の数値は、土地利用現況調査（土地・水調整課）による推計値

原子力災害により、避難指示区域が設定されており、当面震災以前と同様に利用することはできない土地が発生している。

避難地域における土地利用の現状に関して今後記載予定

4 県土利用の課題

県土の特性や、東日本大震災や原子力災害などが県土に与えた影響などの県土利用をめぐる基本的条件の変化及び県土利用の現状を踏まえると、限られた県土資源について、その有効利用^{*13}と適切な維持管理を図りつつ、利用目的に応じた区分(以下「利用区分」という。)ごとの土地需要の量的な調整を行うこと、また、土地利用転換圧力が低下している状況の中、県土利用の質的向上をより一層積極的に推進することが必要である。

このため、本計画における課題は、これらを踏まえ、量と質の両面から総合的に県土管理を進めることにより、県土の復旧・復興・再生に資するとともに、豊かな生活や生産が展開される場として県土の魅力を高め、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことであり、すなわち「持続可能な県土管理」を行うことである。

なお、「持続可能な県土管理」を行うに当たっては、次のような視点に留意する必要がある。

(1) 復旧・復興・再生へ向けた土地利用

県土は、県民の生活及び生産を通ずる諸活動の基盤であり、その土地利用に当たっては、東日本大震災による地震、津波や原子力災害による放射性物質による汚染などからの直接的な復旧・再生にとどまらず、安全・安心な生活環境の実現、地域経済の再生、地域社会の再生などの早期実現に向けて、総合的かつ計画的に行う必要がある。

特に、放射性物質による生活圈、農用地、森林などの汚染は、汚染の程度はあるものの県内全域に及んでおり、県土利用に重大な影響を与えていることから、効果的・効率的な除染対策の推進が必要となっている。

(+ 2) 人口減少・土地需要減少局面における土地利用

人口減少下において加えて、東日本大震災発生後の県外への人口流失により、今後は、土地利用転換圧力がさらに全体的に弱まることが予想されるが、農用地や森林などの土地利用転換については、土地利用の不可逆性^{*14}や農業や森林の有する多面的機能などを総合的に検討し、慎重かつ計画的に行う必要がある。

また、農山漁村においては、原子力災害の影響や地域の担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加や森林整備の遅れが、都市においては、市街地の拡大と拡散が進む一方、中心市街地の空洞化により低未利用地の増加が、それぞれ懸念されており、既存の土地ストックの再利用・有効利用と維持管理といった土地の管理の視点が重要になってきている。

*13 有効利用 これまで利用されていなかった土地を何らかの用に供されるよう利用転換することや、同じ土地利用を続けながらその利用の効率化を図ることをいう。この場合、所有と利用の調整を図ることも重要である。

*14 土地利用の不可逆性 土地利用転換により、例えば、コンクリートで被覆したり、山を削り宅地を造成するといった行為により、一旦、別の土地利用に転換された土地が再び元の土地利用に戻ることに困難であることをいう。

1 (2 3) 県土の安全性の確保

2 近年、全国的に大規模な地震や東日本大震災の地震や津波などにより、県土に
3 甚大な被害を及ぼし、また局地的な短時間集中豪雨等による災害が増加やし、
4 その被害が甚大化する傾向にある。一方では、都市化の進展に伴い洪水や土砂災
5 害等の自然災害のおそれのある地域にまで宅地が広がり、災害危険箇所が増加傾
6 向にあり、また、都市においては諸機能の集中やライフラインへの依存の高まり
7 *15、農山漁村においては、耕作放棄地の増加や森林整備の遅れなどから公益的機
8 能*16の低下などが懸念されており、東日本大震災などを踏まえた県土の安全性に
9 対する総合的な取組みが重要になっている。

10
11 (3 4) 環境負荷の低減

12 温暖化の進行など地球環境問題が一層深刻化してきているため、県土におい
13 ても、環境への負荷を少なくする土地利用を推進していくことが必要である。特に
14 自然的土地利用が多くを占める本県においては、人間の活動と自然との調和が取
15 れた土地利用を推進することが重要な課題となっている。また、都市的土地利用
16 においても、都市緑化や水辺環境の活用、都市機能の集約化や交通システムの効
17 率化などにより低炭素型のまちづくり*17を進めていくことが重要になっている。

18
19 (4 5) 自然環境や景観を生かした土地利用

20 現在は、人口や土地需要の減少による土地利用転換圧力の低下、ゆとりなどを
21 重視する価値観の多様化が進む中で、地域における地域資源を生かした土地利用
22 のあり方を見直す好機会ともなっており、東日本大震災や原子力災害などによ
23 り被害のあった地域資源の回復を図り、良好な都市環境の形成、里地里山*18や田
24 園風景など緑豊かな自然環境や景観の保全、歴史的・文化的風土の保存、水源地
25 の保全など、地域資源を生かした県土利用を進めていくことが重要となっている。

26
27 (5 6) 食料・資源・エネルギー問題への対応

28 将来、世界的に食料・資源・エネルギー資源が不足することが懸念されてい
29 中、本県においても、将来にわたる食料の安定的供給の確保を図るとともに、低

*15 ライフラインへの依存の高まり 都市においては、ライフラインへの依存度が高まっているため、一箇所のライフラインの破損によって、連鎖的に被害をもたらすおそれがあることを示している。

*16 公益的機能 農林業が適正に営まれることにより、水源のかん養や土砂流出の抑制、二酸化炭素の吸収、保健・休養の場の提供などに役立っていること。

*17 低炭素型のまちづくり エネルギー需要密度の高い都市部においてエネルギー利用効率の向上を図るため、都市のエネルギー環境の改善や建物、都市インフラの長寿命化、環境負荷の少ない交通システム等を進めたまちづくりのこと。

*18 里地里山 原生的な自然地域と都市地域の間位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念のこと。

1 炭素型・集約型のまちづくり^{*19}による環境負荷の低減、自然環境を生かした再生
2 可能なエネルギーの活用導入拡大などによる資源節約循環型の社会への経済構造
3 への転換が必要となっている。

5 (6) 地域における県土管理

6 多極分散型の県土構造を持つ本県においては、人口減少や高齢化の進行の度合
7 いが地域によって異なり、今後、原子力災害の影響や担い手不足等によりコ
8 ミュニティの維持が困難になったり、耕作放棄地の増加や森林整備の遅れなど、
9 土地管理水準の低下が進む地域も多くなることが懸念されている。こうした地域
10 は、中山間地域などを含む県土の多くの部分を占めると考えられるが、農業生産
11 活動や適切な管理を通じて県土保全、自然環境保全や景観形成、水源のかん養な
12 どの多面的機能をどう維持していくかが課題となっている。

14 (7) 総合的な視点の必要性

15 土地利用を考えるに当たっては、郊外への市街地拡大と拡散が中心市街地の土
16 地利用に影響を及ぼすなど、土地利用がより広域的に連動性を持つようになって
17 きていること、また、安全性や快適性の確保など地目横断的な視点^{*20}が必要にな
18 ってきていることなどから、個々の土地利用だけではなく、周囲の土地利用との
19 関係性や多様な主体の関わりが増大を踏まえ、その利用を総合的にとらえていく
20 ことの重要性が高まっている。

21 また、東日本大震災や原子力災害などからの県土の復旧・復興・再生へ向けて
22 の土地利用を考えるに当たっても、これらの総合的な視点が必要である。

25 第2章 県土利用の基本構想

26 1 県土利用の基本理念

27 県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活
28 及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。このため、県土の利用に当たっては、
29 公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済
30 的及び文化的諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある
31 発展を図る。

32 本県では、これら基本理念に加え、県土の復旧・復興・再生へ向けた適正かつ合
33 理的な土地利用を図る。

*19 集約型のまちづくり 都市内の一定の地域を、都市機能の集積を促進する拠点(集約拠点)として位置付け、集約拠点と都市内の他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させるまちづくりのこと。

*20 地目横断的な視点 良好なまちづくりの観点から、宅地、建物、道路、緑地等を一体的に考慮したまちづくりの視点や、災害対策の観点から、宅地、農地、河川等の配置を総合的に勘案した土地利用の誘導を図る視点など。

2 県土地利用の基本方針

(1) 復旧・復興・再生のための土地利用

東日本大震災や原子力災害などからの復旧・復興・再生に向けて、福島県復興計画など、それらを基本とする具体的な施策や取組みについて、土地需要の量的調整、災害に強い県土づくりなどの土地利用の質的向上などを総合的に配慮しながら、推進する。

また、今後の土地利用に大きく影響を及ぼす除染対策の推進状況、避難指示の解除等の状況、避難地域の住民の帰還の状況などを注視しながら、的確に対応した土地利用を推進する。

(+ 2) 土地需要の量的調整*²¹

都市的土地利用については、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制と併せて、土地の有効利用・高度利用を一層推進し、良好な市街地の形成と再生を図る。

また、農用地や森林などの自然的土地利用については、農林業の生産活動の場としての役割や県土保全機能や自然環境保全機能など、農業や森林の有する多面的機能に配慮して、適正な保全を基本とし、都市的土地利用への転換に当たっては、慎重な判断のもとで計画的に行う。

なお、津波被災地域の復興特区制度*²²を活用した土地利用の再編においても、これらの考え方を前提としつつ、円滑かつ迅速に行うものとする。

(2 3) 土地利用の質的向上

① 災害に強い県土づくり

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地利用を基本としつつ、「防災」の強化に加え、被災時の被害を最小限に食い止めるという「減災」の観点も踏まえ、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階において、県土の安全性を総合的に高める取組みを推進する。

特に、津波被災地域では、海岸堤防の嵩上げ、防災緑地・海岸防災林の整備などの「多重防御」による総合防災力の向上を図る取組みを推進する。

② 循環と共生*²³を重視した土地利用

人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と土地利用の調和、森林の整備・保全、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、低炭素型のまちづくりの推進、自然環境や生態系の維持・保全、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮など、循環と共生を重視した土地利用を推進する。

*21 土地需要の量的調整 人口や社会経済動向等を踏まえ、県土の有効利用と維持管理の観点から、自然的土地利用の転換（農地から宅地への変換等）の抑制を通じて、利用区分ごとの配分調整を行うこと。

*22 復興特区制度 東日本大震災復興特別区域法に基づく計画を作成し国に認められた場合等に、各種特例を受けられる仕組みのこと。本法に基づく計画の一つである復興整備計画においては、復興まちづくり事業に必要な各種許可基準の緩和や複数の手続きのワンストップ処理などの特例措置を受けられることができる。

*23 循環と共生 循環とは、生態系や人間の社会経済活動など様々な体系において健全な物質循環が確保されることをいう。共生とは、健全な生態系が維持され、自然と人間との共生が確保されることをいう。

1
2 ③ 美しくゆとりある土地利用

3 ゆとりある都市環境の形成、農山漁村における緑豊かな環境の確保、歴史的
4 ・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の
5 保全・形成を推進する。
6

7 (3) 4) 地域の活力を支える土地利用

8 それぞれの地域が個性や多様性を生かした魅力ある地域づくりを進めることが
9 できるよう、都市と農山漁村など各地域間の機能分担や連携・交流、定住など地
10 域の活力の維持・向上を図るための土地利用を推進する。
11

12 (5) 県土利用の総合的マネジメントの推進

13 地域が主体となった土地利用に関する諸計画の充実を図り、地域の諸条件に応
14 じた適正かつ合理的な土地利用を推進する。

15 その際、土地利用のあり方について地域の合意形成を図るとともに、土地利用
16 転換への慎重な対応、低未利用地を含めた土地の維持管理や有効利用といった管
17 理の視点や、県土の質的向上を図るうえでの地目横断的な視点、周辺の地域との
18 調整を図る視点も踏まえ、土地利用の諸問題に取り組んでいくことを「県土利用
19 の総合的マネジメント」とし、地域の主体的な取組みを通じて、関係機関が連携
20 してこれを推進する。
21

22
23 3 県土利用の基本方向

24 県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、住宅地などの生活圏、農用地、
25 森林などにおける効果的・効率的な除染対策を推進する。
26

27 (1) 地域類型別

28 都市、農山漁村、自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。

29 なお、地域類型別の県土利用に当たっては、相互の関係性にかんがみ、各地域
30 類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域
31 類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である
32

33 ① 都市

34 都市は、多くの人々が生活し、経済活動を展開している場であり、都市的サ
35 ービス、都市的な就業機会の提供など、地域発展に大きな役割を果たしている。
36 都市については、人口減少や少子高齢化の進行の中で、全体としては市街化圧
37 力が低下することが見通されるが、このような状況を中、環境負荷の少ない
38 都市形成の好機ととらえを目指し、郊外への無秩序な市街地拡大と拡散の抑制
39 と併せて都市機能の集積と適正な配置を進めることにより、誰もが暮らしやす
40 い、コンパクトで質の高い都市環境の形成を図っていく必要がある。

41 特に、本県は特定の都市に人口や機能が集中することなく、各地域に拠点と
42 なる都市が存在し、これらの都市と周辺の農山漁村等が機能分担と連携によっ
43 て特色ある地域が形成される県土構造となっており、今後、それぞれの地域の

1 活力を支えていくためには、これらの都市の機能の維持・向上を図っていく必要
2 がある。

3 このため、市街地においては、中心市街地等への都市機能の集積と地域の公
4 共交通ネットワークの維持により良好なアクセスを確保しつつ、良好な都市景
5 観の形成に配慮した土地利用の高度化と空き地等の低未利用地の有効利用を促
6 進する。一方、市街化が見込まれる地域においては、地域の実情に即した計画
7 的で良好な市街地等の形成を図る。なお、新たな土地需要に対しては、市街地
8 内の低未利用地等の活用を優先させ、農用地や森林などからの転換は、抑制す
9 ることを基本とする。

10 また、各地域をつなぐ広域的交通体系の整備により、地域の拠点となる都市
11 や周辺の農山漁村との相互の機能分担や連携・交流を進め、都市と田園地域等
12 の幅広いネットワークを形成するとともに、豊かな自然環境との調和を図り、
13 それぞれの地域が持つ文化やコミュニティを尊重しながら、賑わいと魅力のあ
14 る共生社会を目指す。

15 市街地等の整備に当たっては、その地域の自然的条件や防災施設の整備状況
16 を考慮し、地域防災拠点の整備、都市公園や道路等のオープンスペースの確保
17 と適正な配置、また、電気、ガス、上下水道、通信、交通等のライフラインの
18 多重化・多元化を進めること等により都市防災機能の強化を図り、災害に対す
19 る安全性を高める。

20 あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能のバランス良い配置と健
21 全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、さらには公共交通の利
22 便性の向上を図るなどして、都市機能の維持・向上と効率化を推進するととも
23 に、過度に車に依存しない環境への負荷の少ない都市形成を図る。

24 また、安全で快適な居住環境、良好なまちなみ景観、緑地及び水辺空間によ
25 るエコロジカルネットワーク^{*24}の形成などにより、美しくゆとりある都市環境
26 の形成を図る。

27 ② 農山漁村

28 農山漁村は、食料等を安定供給するための生産の場であるとともに、地域住
29 民の生活の場であり、同時に適切な管理を通じて県土を保全する機能や豊かな
30 自然環境や美しい景観を有するなど、多面的な機能を有している。本県は、こ
31 のような農山漁村が県土の多くを占めている一方、中山間地域を中心として人
32 口減少や高齢化の進行の度合いが高くなっているのが現状であり、原子力災害
33 の影響や担い手不足等により耕作放棄地の増加や農山漁村の持つ多面的機能の
34 低下が懸念されている。このため、農林水産業の生産基盤や生活環境の整備を
35 進めるとともに、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域資源を生か
36 した産業の振興や都市との機能分担や連携・交流により、農山漁村の活性化と
37 機能の向上を図り、魅力ある農山漁村の形成を図る必要がある。

38 このような中、農用地や森林については、除染対策や津波被災農用地の除塩
39 対策とともに、その保全と復旧・整備を進めるとともに、地域住民を含む多様
40

*24 エコロジカルネットワーク 自然の保全・再生を図るための手法の一つ。 原生的な自然地域等を核として、生態系的なまとまりを考慮したうえで、森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海などを有機的につないだネットワークのこと。

1 な主体の参画により適切な管理を図り、あわせて、野生生物の生息・生育空間
2 の適切な配置や連続性の確保に配慮しつつ、里山などの身近な自然環境や景観
3 の保全を図る。

4 特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域においては、生産性の向上に重点
5 をおき、地域の意欲ある農業経営の担い手への農用地の利用集積を進めながら、
6 優良農用地の確保と整備を進める。

7 中山間地域などで交通等の生活条件や傾斜地や不整形地が多い等生産条件の
8 不利な地域においては、生産条件の改善に配慮するとともに、新たな管理主体
9 の育成や都市住民との連携・交流を通して、農用地及び森林などの保全と適切
10 な管理を進める。また、豊かな自然や地域文化などの地域資源を総合的に活用
11 して地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

12 農地と宅地が混在する地域については、地域住民の意向に配慮しつつ、生産
13 基盤と生活基盤の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が
14 調和するよう、地域の実情に即した計画的かつ適切な土地利用を図る。

16 ③ 自然維持地域

17 本県は、磐梯朝日国立公園や尾瀬国立公園に代表されるように、広大で豊か
18 な自然環境に恵まれており、保護と適正な利用によりこれらの優れた自然環境
19 を維持し、次世代に継承していく必要がある。

20 このため、原生的な自然の地域や水源を有する地域、また、野生動植物の重
21 要な生息・生育地、優れた風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき
22 地域については、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつ
23 つ、自然環境が劣化している場合や東日本大震災や原子力災害などで被害を受け
24 ている場合には、再生することなどにより、適正な保全を図る。

25 また、適正な管理のもとで、自然の特性を踏まえつつ、自然体験・学習など、
26 自然とのふれあいの場としての利用を図る。

28 (2) 利用区分別

29 利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を
30 別個にとらえるだけでなく、復旧・復興・再生に向けた土地利用、災害に強い
31 県土づくり、循環と共生を重視した土地利用、美しくゆとりある土地利用とい
32 った横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。

34 ① 農用地

35 農用地については、除染対策や津波被災農用地の除塩対策とともに、担い手
36 の育成と利用の集積により、効率的な利用と生産性の向上に努め、必要な農用
37 地の確保と整備を図り、本県の多様な地域資源を生かした農業生産力を十分に
38 発揮させる。また、農業生産の場としての機能のほか、洪水防止などの県土保
39 全機能や自然環境保全機能などの多面的機能が高度に発揮できるよう、適切な
40 保全と管理を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産を推進す
41 る。特に、担い手への利用集積が進んでいたり、また、今後集積が見込まれる
42 など、本県の農業生産力向上のうえで重要な農用地については、他用途への転
43 換を抑制し、その機能の充実を図る。

1 ② 森林

2 森林は、木材生産などの経済的機能はもとより、土砂流出防止や防潮などの
3 県土保全機能、水源かん養機能、公衆の保健機能、自然環境保全機能などの多
4 面にわたる機能を有しており、除染対策とともに、この多面的機能を将来世代
5 が享受できるよう、多様で健全な森林の整備と保全及び適切な維持管理を図る。
6 なお、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素吸収源としての森林の機能にも
7 配慮する。

8 また、原生的な森林や水源地となっているなど貴重で優れた自然環境を形成
9 している森林を極力保全するとともに、公益的機能の高い森林については、他
10 用途への転換を抑制し、その機能の充実を図る。

11 都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地
12 としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、
13 自然環境の保全に留意しつつ、地域の活性化や都市と農山漁村との交流のため
14 の保健・休養、教育・文化活動などの場として、総合的な利用を図る。

15
16 ③ 原野

17 原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等貴重で優れた自然
18 環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全
19 を基本とし、劣化している場合は再生を図る。その他の原野については、地域
20 の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図る。

21
22 ④ 水面・河川・水路^{*25}

23 水面・河川・水路については、河川氾濫地域における安全性の確保、津波対
24 策の河川整備、農業用排水路の整備等を図るとともに、施設の適切な維持管
25 理を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。その整備に当たっては、自然の
26 水質浄化作用、多様な生物の生息・生育環境としての機能向上など、流域の特
27 性に応じた健全な水循環の確保に努めるとともに、良好な水辺景観、うるおい
28 のある水辺環境の創造、都市におけるオープンスペースなど多様な機能の維持
29 ・向上を図る。

30
31 ⑤ 道路

32 道路のうち、一般道路については、広域的な連携・交流を促進し、災害に強
33 く復興や再生を支援する道路網を構築するために、県土の均衡ある発展を図る
34 道路、地域づくりを支える道路、都市の活動を支援する道路、などの整備に要
35 する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存
36 用地の持続的利用を図る。その整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の
37 向上並びに防災機能の向上及びライフラインの収容機能等の多面的機能を発揮
38 させるとともに、周囲の自然環境の保全や自然景観との調和、地域住民の生活
39 環境の保全・改善、良好な都市景観の形成などに十分配慮する。

40 農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農用地や森林の管理
41 水準の向上を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適正な維持

*25 水面・河川・水路 国土利用計画では、水面は人造湖、天然湖沼及びため池、河川は河川法による一級河川、二級河川、準用河川の河川区域、水路は農業用排水路としている。

1 管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、その整備に当た
2 っては、農山村の生活環境の整備、地域産業の振興などに配慮するとともに、
3 自然環境の保全や自然景観との調和に十分配慮する。

5 ⑥ 住宅地

6 住宅地については、生活圏における除染対策とともに、成熟化社会にふさわ
7 しい豊かな住生活の実現、コンパクトで秩序ある市街地形成の観点から、耐震
8 ・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、生活関連施設の
9 整備を計画的に進めながら、東日本大震災などを踏まえ、防災性に優れた良好
10 な宅地環境が整備されるよう、必要な用地の確保を図る。

11 その際には、周囲の自然的土地利用との調整、また、災害に対する地域の自
12 然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用に配慮する。

13 特に、都市部においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低
14 未利用地の有効利用により、良好な住宅地の確保とあわせて、オープンスペ
15 ースの確保、道路の整備などを進め、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確
16 保を図る。

17 ⑦ 工業用地

18 工業用地については、復興や再生に向けての各種施策により、企業立地や新
19 たな産業創出に伴う工業地の需要の増加が見込まれ、高速交通体系やアクセス
20 道路などの産業・物流インフラ、工業用水や地価などの立地条件、人材育成な
21 ど企業のニーズに応じた支援体制など、ハード・ソフト両面からの産業関連基
22 盤の整備状況、また、産業構造の変化や地域の産業の集積状況を総合的に踏ま
23 え、既存工業団地の未利用地の有効利用に努めながら、工業生産に必要な用地
24 を確保する。

25 また、工場移転、業種転換等によって生ずる工場跡地については、土壌汚染
26 対策法の適切な運用により、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

27 ⑧ その他の宅地^{*26}

28 市街地においては、良好な景観形成に配慮しつつ、再開発事業などによる土
29 地利用の高度化、都市福利施設^{*27}の整備などにより低未利用地の活用を図り、
30 都市機能の集積と中心市街地の活性化を推進する。

31 特に、大規模集客施設^{*28}については、郊外への立地により市街地の拡大と拡
32 散が進む一方、中心市街地の空洞化が進行するなど都市構造への影響が広域的
33 となることを踏まえ、適正な立地を図る。

34 ⑨ 公用・公共用施設の用地

*26 その他の宅地 宅地から住宅地と工業用地を除いたもので、事務所、商業施設、病院、倉庫、官公庁、別荘などをいう。

*27 都市福利施設 中心市街地の活性化に関する法律の「都市福利施設」と同義であり、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の居住者等の共同の福祉又は利便のために必要な施設をいう。

*28 大規模集客施設 都市計画法の特定大規模建築物と同義であり、床面積1万㎡超の店舗、映画館、アミューズメント施設、展示場等をいう。

1 学校教育施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用
2 ・公共用施設用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、
3 環境の保全に配慮して、必要な用地の計画的な確保を図る。特に東日本大震災
4 などを踏まえ、防災公園や備蓄倉庫等防災拠点の整備を図るものとする。また、
5 施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用を図ると
6 ともに、郊外への施設の拡散防止の観点から空屋・空店舗等の再生利用や街な
7 かへの立地に配慮する。

8
9 ⑩ 低未利用地

10 都市における低未利用地については、防災のためのオープンスペース、公用
11 ・公共用施設用地、居住用地、事業用地等として高度利用・有効利用し、良好
12 な市街地形成を図る。

13 また、農山漁村における耕作放棄地については、「発生防止」と「再生利用」
14 の2つの視点から、適正な管理と多様な主体による利用促進により、農用地と
15 しての積極的な活用を図るとともに、地域の実情に応じて森林等農用地以外か
16 ら森林等への転換による有効利用を図る。

17
18 ⑪ 沿岸域

19 沿岸域については、東日本大震災による津波により甚大な被害を受けており、
20 県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸堤防の嵩上げの整備を行うとと
21 もに、海岸の保全を図る。漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への
22 多様な期待があることから、また、自然環境の保全、自然景観との調和、海域
23 と陸域との一体性に十分配慮しつつ、自然的・地域的特性及び経済的・社会的
24 動向に応じ総合的利用を図る。この場合、県民に開放された親水空間としての
25 利用に配慮する。また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全一や津波による
26 被害からの景観の再生を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するた
27 め、海岸の保全を図る。